

1 本書は、特別徴収の（個人）の市町村民税・道庁民税（生活保護）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤）した場合には「提出したく用紙が必要です。提出期限は」該当の従業員等の異動した月の翌月（01日）までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 繰越金取りを行う場合はありますが、本年内へ記入してください。訂正する場合は一風簿で抹消してください。

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、諸税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

6

目 次

市町村民税 給与支払報告

道府県民税 特 別 徴 収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

經理係

向目 ○○

075-931-XXXX

123

5

年

[illegible]

1

特刊

番 兵

特別

症名

1

1

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）を（ご確認ください）

6 向日 令和 6 年 7 月 11 日提出 市町村長	給与（特別徴収義務者） 所在地名称 日向市寺戸町中野〇番地の〇 △△(株)	〒 617-0000	課係氏名担当番号内線 担当者	経理係	5年度	特別徴収指定番号	
				向日 ○○	宛名番号		
				075-931-XXXX	特別徴収指定番号	20123456	
				123	宛名番号	2	

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	〒 	特別徴収指定番号	氏名 担当 電 話		新しい勤務先へは、	月割額		円	を		月分
	フリガナ						(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。				
一括徴収しない場合は「普通徴収の	法人番号					受給者番号						
		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		番号を記入し		☐ 必要	☐ 不要	

一括徴収しない場合は「普通徴収の
(一括徴収しない) 場合」の欄の枠内に
当てはまる番号を記入してください。

徴収する場合に記入してください。)

当てはまる番号を記入してください。

2. 異動年月日が1月1日以降で、収入の継続の希望がないため。

徴収予定額((㉠)と同額)を右欄に記入

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 **1** ← 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1. 異動年月日が6月1日～12月31日であつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日であつ給与及び退職手当等から未徴収税額(㊦)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	5年度	月分以降の 月割額は	1 特別徴収義務者を変更	入力者	点検
			2 普通徴収切替		
			3 一指徴収		
			4 その他		
6年度	月分以降の 月割額は	1 特別徴収義務者を変更	入力者	点検	
		2 普通徴収切替			
		3 一指徴収			
		4 その他			

市 町 村 処 理 欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L